

## 春日井市経済講演会開催事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市は、市の経済の振興を図るため、春日井商工会議所（以下「商工会議所」という。）が実施する経済講演会に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助対象経費)

第2条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に定めるものとする。

- (1) 講師謝礼
- (2) 会場使用料
- (3) 会場設営費用
- (4) 広告費用
- (5) 交通費
- (6) その他、市長が適当と認める経費

### (補助金の額)

第3条 補助金の額は、補助事業に要する経費に2分の1を乗じた額とし、500,000円を限度とする。

2 前項に規定する額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

### (申請の期日)

第4条 規則第3条に規定する市長が定める提出期日は、事業開始の2月前までとする。

### (申請の取下げ)

第5条 規則第5条第1項の規定により交付申請の取下げができる期間は、交付

決定通知を受けた日から10日以内とする。

(実績報告)

第6条 規則第9条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業完了の日から1月以内に市長に提出するものとする。

- (1) 補助事業に係る収支決算書
- (2) 補助事業に係る領収書又は支出を証する書類の写し

(補助金の交付)

第7条 補助金は、前条の実績報告により交付すべき補助金の額を確定した後、商工会議所からの請求に基づき交付するものとする。

(補助条件)

第8条 規則第4条第2項の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金を当該事業の目的以外に使用してはならない。
- (2) 補助金の使途又は事業について、市監査委員の監査に付することがある。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年11月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年11月22日から施行する。